（2025 年 3 月 31 日現在）

Smart Data Platform サービス利用規約　別冊（クラウド/サーバー）

第 1 章　総則

（適用）

第 1 条　Smart Data Platform サービス利用規約共通編（以下、「共通編」といいます。（https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html）の第 1 条（本規約の目的）第 1 項に規定する別冊として、当社はこの別冊（当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に掲載するドキュメント等に定める内容を含みます。）を定め、共通編に加えてこの別冊（以下、合わせて「本規約」といいます。）により別紙に定める Smart Data Platform サービス（そのカテゴリーがクラウド/サーバーに係るものに限ります。以下、「SDPF サービス（クラウド/サーバー）」といいます。）を提供します。

第 2 章　契約

（最低利用期間）

第 2 条　SDPF サービス（クラウド/サーバー）には、別紙に定める場合を除き、共通編第 10 条（最低利用期間）に規定する最低利用期間はありません。

第 3 章　料金等

（料金の支払義務）

第 3 条　契約者は、その契約に基づいて当社が SDPF サービス（クラウド/サーバー）に係るメニュー等の提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、SDPF サービス（クラウド/サーバー）に係るメニュー等の終了した日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。

第 4 章　サービスレベル合意書

（サービスレベル合意書の適用）

第 4 条　共通編第 28 条（サービスレベル合意書の適用）に規定するサービスレベル合意書として、SDPF サービス（クラウド/サーバー）に係るメニュー等の提供にあたり、サービス品質に関する指標（以下、「サービスレベル」といいます。）を設定し、サービスレベルを満たさなかった場合の返金制度を定めます。サービスレベル、対象及び適用条件等は当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/agreement/）に掲載する「SDPF サービス（クラウド/サーバー）サービスレベル合意書」に定めるとおりとします。

第 5 章　雑則

（クラウドマネージメントプラットフォームサービス）

第 5 条　当社は、 SDPF サービス（クラウド/サーバー）の利用に係る申込みがあった場合又は SDPF サービス（クラウド/サーバー）に係る利用権の譲渡の承認の請求があった場合は、申込者等（SDPF サービス（クラウド/サーバー）の利用に係る申込みをした者又は SDPF サービス（クラウド/サーバー）に係る利用権の譲渡の承認を請求した者（譲受人となる者に限ります。）をいいます。以下、この条において同じとします。）から、当社が定めるクラウドマネジメントプラットフォーム規約に規定するCMP契約の申込みがあったものとみなします。

2　SDPF サービス（クラウド/サーバー）に係る申込みの承諾を受けた者又は SDPF サービス（クラウド/サーバー）に係る利用権を譲り受けることの承認を受けた者は、前項の規定と当社が定めるクラウドマネジメントプラットフォーム規約の規定に基づいて、当社とCMP契約を締結したこととなります。この場合、契約者と当社との間で成立するCMP契約は、その契約者に係るSDPF サービス（クラウド/サーバー）に係る契約が複数となる場合であっても、1契約とします。

SDPF サービス（クラウド/サーバー）に係るすべての契約の解除があった場合、CMP 契約は終了するものとします。

別紙１　ハイパーバイザー

1　メニュー一覧

メニュー	内容
(1)　vSphere	Broadcom Inc.（以下、「Broadcom」といいます）が提供する vSphere ESXi に係るソフトウェア及びライセンスにより SDPF サービス（クラウド/サーバー）上で契約者が本メニューに係るサーバー及び仮想環境を構成する利用可能なソフトウェアを提供するもの
(2) Hyper-V	SDPF サービス（クラウド/サーバー）上で、契約者が本メニューに係るサーバー及び仮想環境を構成するソフトウェアを提供するもの

2　各メニュー等の提供条件等

（1）vSphere

A　提供条件等

(A)　当社は、1の SDPF サービス(クラウド/サーバー)に係るサーバー及びソフトウェアにつき、1の本メニューを提供するものとします。

(B)　本メニューの利用には、本規約に加えて、Broadcom エンド ユーザー使用許諾契約書が適用されるものとします。Broadcom エンド ユーザー使用許諾契約書の閲覧にあたっては、Broadcom の以下の Web サイトを確認ください。なお、以下の Broadcom エンド ユーザー使用許諾契約書に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。https://docs.broadcom.com/doc/end-user-agreement-japanese

(C)　契約者は、本メニューの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

a　vSphereESXi 等を SDPF サービス（クラウド/サーバー）以外の環境で利用すること。

b　vSphere ESXi 等を当社に申告した SDPF サービス（クラウド/サーバー）のテナント以外のテナントで利用すること。

c　vSphere ESXi 等の利用のために当社が提供する vSphere ESXi 等のライセンスコードを、SDPF サービス（クラウド/サーバー）vSphere ESXi 等メニュー以外において利用すること。

d　vSphere ESXi 等の利用のために当社が提供する vSphere ESXi 等のライセンスコードを、vSphere ESXi 等メニューの利用期間終了後又は SDPF サービスの契約期間終了後に利用すること。

(D)　契約者は、当社が提供する本メニューのライセンスコードの導入について、全ての責任を負うものとします。当社は本メニューのライセンスコードの導入及び本メニューの利用により生じる全ての損害、または本メニューの故障に伴うアプリケーションへの損害について、契約者及び Broadcom に対して賠償責任を負わないものとします。

(E)　Broadcom が本メニューに係る料金（Broadcom が当社に対して請求するものをいいます）を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、本メニューに係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

(F)　Red Hat Enterprise Linux

a　当社は、SDPF サービス(クラウド/サーバー)に係るハイパーバイザーで利用可能な Red Hat, Inc.（以下「Red Hat」）が提供する OS に係るソフトウェア及びライセンスであって、SDPF サービス(クラウド/サーバー)を通じて利用可能なもの。Red Hat Enterprise Linux(以下、「RHEL」と言います。）に係る OS を提供します。

b　Red Hat Enterprise Linux の利用については、本規約の定めに加え、Red Hat のエンドユーザライセンス契約及びレッドハットソフトウェアサブスクリプション契約が適用されます。これらの契約については、Red Hat の以下の Web サイトを確認ください。なお、以下のエンドユーザライセンス契約またはレッドハットソフトウェアサブスクリプション契約に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。
http://jp.redhat.com/licenses/RHEL_EULA_JAPAN.pdf
http://www.redhat.com/licenses/cloud_cssa/Cloud_Software_Subscription_Agreement_Japan.pdf

c　契約者は、Red Hat Enterprise Linux の利用にあたり、次の行為を行わないものとします。
(a) Red Hat Enterprise Linux を SDPF サービス（クラウド/サーバー）以外のリソース上で利用すること。
(b) Red Hat Enterprise Linux の不正なインストール、頒布、複製、利用または違法コピーを行うこと。

d　Red Hat が Red Hat Enterprise Linux に係る料金（Red Hat が当社に対して請求するものをいいます）を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、Web 料金表に規定する Red Hat Enterprise Linux に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

e　5．4　契約者は、Red Hat Enterprise Linux の利用にあたり、契約者情報（契約者名、契約者の電子メールアドレス、ライセンス利用状況等）を当社から Red Hat に提供することに同意するものとします。

f　Red Hat Enterprise Linux について、a から e 項に定めのない事項は、本規約の定めに準じて取り扱うものとします。

g　Red Hat Enterprise Linux Extended Life-cycle Support

(a) ご利用中の RHEL が Maintenance Support 等を終了している場合は、Extended Life-cycle Support が自動で適用され、別途月額費用が発生します。
(b) ご利用される RHEL のサポート期間の詳細については以下の Red Hat Enterprise Linux サービス説明書を参照ください。https://sdpf.ntt.com/services/docs/os/service-descriptions/rsts/rhel.htm

(G) vCenter Server Standard Edition for vSphere ESXi

a vSphere メニューの仮想環境で利用可能な vCenter Server に係るライセンス及びソフトウェアを提供します。

b vCenter Server の利用については、本規約の定めに加え、Broadcom エンド ユーザー使用許諾契約書が適用されるものとします。Broadcom エンド ユーザー使用許諾契約書の閲覧にあたっては、Broadcom の以下の Web サイトを確認ください。なお、以下の Broadcom エンド ユーザー使用許諾契約書に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。
https://docs.broadcom.com/doc/end-user-agreement-japanese

c 契約者は、vCenter Server Standard Edition for vSphere ESXi の利用にあたり、次の行為を行わないものとします。
(a) vCenter Server Standard Edition for vSphere ESXi を SDPF サービス(クラウド/サーバー)以外の環境で利用すること。
(b) vCenter Server Standard Edition for vSphere ESXi を当社に申告した SDPF サービス(クラウド/サーバー)のテナント以外のテナントで利用すること。
(c) vCenter Server Standard Edition for vSphere ESXi の利用のために当社が提供する vCenter Server Standard Edition for vSphere ESXi のライセンスコードを、SDPF サービス(クラウド/サーバー)以外において利用すること。
(d) vCenter Server Standard Edition for vSphere ESXi の利用のために当社が提供する vCenter Server Standard Edition for vSphere ESXi のライセンスコードを、vCenter Server Standard Edition for vSphere ESXi の利用期間終了後又は SDPF サービス(クラウド/サーバー)の契約期間終了後に利用すること。

d 契約者は、当社が提供する vCenter Server Standard Edition for vSphere ESXi のライセンスコードの導入について、全ての責任を負うものとします。当社は vCenter Server Standard Edition for vSphere ESXi のライセンスコードの導入及び vCenter Server Standard Edition for vSphere ESXi の利用により生じる全ての損害、または vCenter Server Standard Edition for vSphere ESXi の故障に伴うアプリケーションへの損害について、契約者及び Broadcom に対して賠償責任を負わないものとします。

e Broadcom が vCenter Server Standard Edition for vSphere ESXi に係る料金(Broadcom が当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、vCenter Server Standard Edition for vSphere ESXi に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

f vCenter Server の利用については、本規約の定めに加え、Broadcom エンド ユーザー使用許諾契約書が適用されるものとします。Broadcom エンド ユーザー使用許諾契約書の閲覧にあたっては、Broadcom の以下の Web サイトを確認ください。なお、以下の Broadcom エンド ユーザー使用許諾契約書に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。https://docs.broadcom.com/doc/end-user-agreement-japanese

(H) Windows Server for vSphere ESXi

a 本メニューは、1の vSphere ESXi サーバー毎に仮想マシン(契約者が外部から持ち込んだOSを利用して構築したものを除きます。以下、本欄において同じとします。)の数を算定します。

b 1の vSphere ESXi サーバーにおいて、本メニューに係る利用料金は次の定めに基づいて算出されるものとします。
(a) 1の vSphere ESXi サーバー上で利用する仮想マシンの数が7以下の場合、その仮想マシンの数に Web 料金表に規定する本メニューに係る月額上限料金を乗じて得た額を利用料金とします。
(b) 1の vSphere ESXi サーバ―上で利用する仮想マシンの数が8以上の場合、前号に係らず Web 料金表に規定する本メニューに係る月額上限料金を利用料金とします。

B 料金算定方法

(A) Red Hat Enterprise Linux
当該月において1テナント内で生成された最大ゲストVM数において、2つのVMを1の単位として、その数に Web 料金表に規定する本メニューに係る月額上限料金を乗じて得た額を利用料金とします。

(B) vCenter Server Standard Edition for vSphere ESXi
専用ハイパーバイザーvSphere vSphere ESXi メニューの料金に含まれます。

(C) Windows Server for vSphere ESXi

a 本メニューは、1の vSphere ESXi サーバー(以下、「サーバー」といいます。)毎に仮想マシン(契約者が外部から持ち込んだOSを利用して構築したものを除きます。以下、本欄において同じとします。)の数を算定します

b 1のサーバーにおいて、本メニューに係る利用料金は次の定めに基づいて算出されるものとします。

(a) 1 のサーバー上で利用する仮想マシンの数が7以下の場合、その仮想マシンの数に Web 料金表に規定する本メニューに係る月額上限料金を乗じて得た額を利用料金とします。
(b) 1のサーバ―上で利用する仮想マシンの数が8以上の場合、前号に係らず Web 料金表に規定する本メニューに係る月額上限料金を利用料金とします。

(2) Hyper-V

A 提供条件等

(A) 当社は、1の SDPF サービス(クラウド/サーバー)に係るサーバー及びソフトウェアにつき、1の本メニューを提供するものとします。

(B) 当社が提供する Windows Server の利用については、本規約の定めに加え、サービスプロバイダー製品使用権説明書(SPUR)が適用されるものとします。サービスプロバイダー製品使用権説明書(SPUR)の閲覧にあたっては、Microsoft Corporation(以下、「Microsoft」といいます)の以下 Web サイトを確認ください。なお、以下のサービスプロバイダー製品使用権説明書(SPUR)に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。
https://www.microsoft.com/licensing/docs/view/Services-Provider-Use-Rights-SPUR?lang=1

(C) 契約者は、Windows Server の利用にあたり、次の行為を行わないものとします。
a Windows Server 等を SDPF サービス(クラウド/サーバー)以外のリソース上で利用すること。
b Windows Server 等に含まれるいずれの著作権、商標またはその他の財産権に関する表示を、削除、改変または不明瞭化すること。
c Windows Server 等をリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすること(適用される法令においてかかる行為が明文で許容されている場合を除きます)。
d Windows Server 等の不正なインストール、頒布、複製、利用または違法コピーを行うこと。
e Windows Server 等に不具合が発生した場合に死亡、重大な人身損害、または重大な物理的損害もしくは環境の破壊につながるようなアプリケーションまたは環境において使用すること(その不具合が死亡、人身傷害、もしくは重大な物損または環境破壊につながることのない、構成データの保管、エンジニアリングツールまたは構成ツール、その他の非制御アプリケーション(制御アプリケーションと通信することは可能ですが、直接または間接的に制御機能を担当しないものをいいます。)など、管理を目的としたものは含まれません。)

(D) 契約者が Windows Server の利用により生じるすべての損害について、当社及び Microsoft は賠償責任を負わないものとします。

(E) 当社は、契約者による Windows Server の利用にあたり、SDPF サービス(クラウド/サーバー)に関連する技術的なサポート(当社が指定するものに限ります)を実施します。

(F) 契約者は、Windows Server 等の利用にあたり、当社の申出に基づき、必要な情報の開示することに同意するものとします。

(G) 契約者は、Windoew Server の利用について、Microsoft が SDPF サービス(クラウド/サーバー)に係る契約に規定する契約者の義務を強制し、契約の遵守状況を確認する権限を持つ本契約の第三者受益者であることに同意するものとします。

(H) Microsoft が Windows Server に係る料金(Microsoft が当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、Windows Server に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

(I) Windows Server for Hypert-V
本メニューは、1の Hyper-V サーバー毎に仮想マシン(契約者が外部から持ち込んだOSを利用して構築したものを除きます。以下、本欄において同じとします。)の数を算定します。

B 料金算定方法

(A) 当社は、Microsoft が規定する料金並びに算定方法及び契約者による Azure Backup 及び Azure Site Recovery(E2A)(Microsoft が提供するものをいいます)の利用実態に基づき算出された額を本メニューに係る利用料金として適用します。

(B) Windows Server for Hypert-V
1の Hyper-V サーバーにおいて、Windows Server for Hypert-V に係る利用料金は次の定めに基づいて算出されるものとします。
a 1の Hyper-V サーバー上で利用する仮想マシンの数が7以下の場合、その仮想マシンの数に Web 料金表に規定する Windows Server for Hypert-V に係る月額上限料金を乗じて得た額を利用料金とします。なお、1VM 目は無料で提供します。
b 1の Hyper-V サーバ―上で利用する仮想マシンの数が8以上の場合、前号に係らず Web 料金表に規定する Windows Server for Hypert-V に係る月額上限料金を利用料金とします。

別紙 2　仮想サーバー

1　メニュー一覧

メニュー	内容
(1)　サーバーインスタンス	複数のお客さまの仮想サーバーが当社提供の同一設備に収容される共用型の仮想サーバーを提供するもの
(2)　イメージ管理	外部環境にある契約者のイメージを持込み、SDPF サービス(クラウド/サーバー) ハイパーバイザー、仮想サーバー及び物理サーバーで利用することができるもの。また、作成したイメージを外部環境へ持出し、契約者の環境で本メニューで作成したリソースの複製を作成することができるもの

2　各メニュー等の提供条件等

(1)　サーバーインスタンス

A　提供条件等

(A) コンピュート

a　当社は、メニュー及びプラン毎に定めるサービス仕様に基づき、共用型の仮想サーバー(当社が指定する CPU とメモリの組み合わせにより SDPF サービス(クラウド/サーバー)を通じて構築されるものをいいます。以下、同じとします。)を提供します。当社は、本メニューの提供にあたり、Smart Data Platform ポータルまたは API 経由で利用可能な以下の機能を提供します。

(a) 仮想サーバーインスタンスの作成、削除、管理

(b) 当社が SDPF サービス(クラウド/サーバー)を通じて提供する OS 及び関連するソフトウェアのインストー

b　本メニューは、SAP によって、SAP アプリケーションがサポートされる環境ではありません。

(B) ボリューム

a　共用型の仮想サーバー構築を前提に、契約者が SDPF サービス(クラウド/サーバー)を通じて、その仮想サーバーにデータを蓄積するためのデータ保存領域を提供します。

b　Smart Data Platform ポータルまたは API 経由で以下の機能を提供します。

(a) ボリュームの作成、削除、管理

(b) 当社が SDPF サービス(クラウド/サーバー)を通じて提供する OS 及び関連するソフトウェアののインストール

c　契約者は、1 のテナントにつき、総容量で 512TB 以内かつ 512 個までボリュームを作成できるものとします。

(C) OS

a　Red Hat Enterprise Linux

(a) 本メニューは、仮想サーバーで利用可能な Red Hat, Inc. (以下「Red Hat」)が提供する Red Hat Enterprise Linux に係る OS を提供します。

(b) Red Hat Enterprise Linux の利用については、本規約の定めに加え、Red Hat のエンドユーザライセンス契約及びレッドハットソフトウェアサブスクリプション契約が適用されます。これらの契約については、Red Hat の以下の Web サイトを確認ください。なお、以下のエンドユーザライセンス契約またはレッドハットソフトウェアサブスクリプション契約に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。
http://jp.redhat.com/licenses/RHEL_EULA_JAPAN.pdf、
http://www.redhat.com/licenses/cloud_cssa/Cloud_Software_Subscription_Agreement_Japan.pdf

(c) 契約者は、Red Hat Enterprise Linux の利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

(i) Red Hat Enterprise Linux を SDPF サービス(クラウド/サーバー)以外のリソース上で利用すること。

(ii) Red Hat Enterprise Linux の不正なインストール、頒布、複製、利用または違法コピーを行うこと。

(d) Red Hat が Red Hat Enterprise Linux に係る料金(Red Hat が当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、Web 料金表に規定する Red Hat Enterprise Linux に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

(e) 契約者は、Red Hat Enterprise Linux の利用にあたり、契約者情報(契約者名、契約者の電子メールアドレス、ライセンス利用状況等)を当社から Red Hat に提供することに同意するものとします。

(f)　Red Hat Enterprise Linux Extended Life-cycle Support

(i) ご利用中の RHEL が Maintenance Support 等を終了している場合は、Extended Life-cycle Support が自動で適用され、別途月額費用が発生します。

(ii) ご利用される RHEL のサポート期間の詳細については以下の Red Hat Enterprise Linux サービス説明書を参照ください。https://sdpf.ntt.com/services/docs/os/service-descriptions/rsts/rhel.htm

b　Red Hat Enterprise Linux for SAP Applications

(a) Red Hat Enterprise Linux for SAP Applications は、仮想サーバーで利用可能な Red Hat が SAP Application 向けに提供する Red Hat Enterprise Linux for SAP Applications に係る OS を提供します。

(b) Red Hat Enterprise Linux の利用については、本規約の定めに加え、Red Hat のエンドユーザライセンス契約及びレッドハットソフトウェアサブスクリプション契約が適用されます。これらの契約については、Red Hat の以下の Web サイトを確認ください。なお、以下のエンドユーザライセンス契約またはレッドハットソフトウェアサブスクリプション契約に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。
http://jp.redhat.com/licenses/RHEL_EULA_JAPAN.pdf、
http://www.redhat.com/licenses/cloud_cssa/Cloud_Software_Subscription_Agreement_Japan.pdf

(c) 契約者は、Red Hat Enterprise Linux の利用にあたり、次の行為を行わないものとします。
(i) Red Hat Enterprise Linux を SDPF サービス(クラウド/サーバー)以外のリソース上で利用すること。
(ii) Red Hat Enterprise Linux の不正なインストール、頒布、複製、利用または違法コピーを行うこと。

(d) Red Hat が Red Hat Enterprise Linux に係る料金(Red Hat が当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、Web 料金表に規定する Red Hat Enterprise Linux に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

(e) 契約者は、Red Hat Enterprise Linux の利用にあたり、契約者情報(契約者名、契約者の電子メールアドレス、ライセンス利用状況等)を当社から Red Hat に提供することに同意するものとします。

c Windows Server

(a) Windows Server は、仮想サーバーで利用可能な Microsoft Corporation(以下「Microsoft」といいます)が提供する Windows Server に係る OS を提供します。

(b) Windows Server 等の利用については、本規約の定めに加え、サービスプロバイダー製品使用権説明書(SPUR)が適用されるものとします。サービスプロバイダー製品使用権説明書(SPUR)の閲覧にあたっては、Microsoft の以下の Web サイトを確認ください。なお、以下のサービスプロバイダー製品使用権説明書(SPUR)に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。
https://www.microsoft.com/licensing/docs/view/Services-Provider-Use-Rights-SPUR?lang=1

(c) 契約者は、Windows Server 等の利用にあたり、次の行為を行わないものとします。
(i) Windows Serve r 等を SDPF サービス(クラウド/サーバー)以外のリソース上で利用すること。
(ii) Windows Serve r 等に含まれるいずれの著作権、商標またはその他の財産権に関する表示を、削除、改変または不明瞭化すること。
(iii) Windows Server 等をリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすること(適用される法令においてかかる行為が明文で許容されている場合を除きます)。
(iv) Windows Server 等の不正なインストール、頒布、複製、利用または違法コピーを行うこと。
(v) Windows Server 等に不具合が発生した場合に死亡、重大な人身損害、または重大な物理的損害もしくは環境の破壊につながるようなアプリケーションまたは環境において使用すること(その不具合が死亡、人身傷害、もしくは重大な物損または環境破壊につながることのない、構成データの保管、エンジニアリングツールまたは構成ツール、その他の非制御アプリケーション(制御アプリケーションと通信することは可能ですが、直接または間接的に制御機能を担当しないものをいいます。)など、管理を目的としたものは含まれません。)

(d) 契約者が Windows Server 等の利用により生じるすべての損害について、当社及び Microsoft は賠償責任を負わないものとします。

(e) 当社は、契約者による Windows Server 等の利用にあたり、SDPF サービス(クラウド/サーバー)に関連する技術的なサポート(当社が指定するものに限ります)を実施します。

(f) 契約者は、Windows Server 等の利用にあたり、当社の申出に基づき、必要な情報の開示することに同意するものとします。

(g) 契約者は、Windoew Server 等の利用について、Microsoft が SDPF サービス(クラウド/サーバー)に係る契約に規定する契約者の義務を強制し、契約の遵守状況を確認する権限を持つ本契約の第三者受益者であることに同意するものとします。

(h) Microsoft が Windows Server 等に係る料金(Microsoft が当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、Windows Server に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

B 料金算定方法

(A) コンピュート

a Web 料金表に規定する「起動時」とは、契約者の操作により仮想サーバーが正常に起動した時刻から起算し、正常に停止した時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

b Web 料金表に規定する「停止時」とは、契約者の操作により仮想サーバーが正常に停止した時刻から起算し、次に正常に起動した時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

(B) OS

a 本メニューの OS のプランについては、その OS がインストールされた本メニューのコンピュートのインスタンスに係るプランと同一のプランが適用されるものとします。
b 本メニューの OS がインストールされた本メニューのコンピュートのインスタンスに係るプランに変更があった場合、本メニューの OS のプランは、その変更後の本メニューのコンピュートのインスタンスのプランと同一のプランに自動的に変更されます。

(2) イメージ管理

A 提供条件等

(A) プライベートテンプレート

a SDPF サービス(クラウド/サーバー)に係るサーバーまたはストレージなどのリソースの状態を保存(イメージ化)したもの、または外部にあるイメージファイルを持ち込み、プライベートテンプレートとして保存するための保存領域を提供します。
b 契約者は、本メニューのプライベートテンプレートを通じて、プライベートテンプレートからプライベートテンプレートのイメージが入ったサーバーやストレージを作成し、仮想サーバーで利用することができます。
c 契約者は、本メニューのプライベートテンプレートを通じて、プライベートイメージテンプレートを他のテナント(当社が指定する方法により契約者が指定するものとします。)へ共有することができます。
d 当社は、本メニューに係る容量の上限を1のテナントあたり1ファイル 4TB(4,096GB)合計のファイル数 256 とします。

(B) プライベート ISO

a 外部から持ち込まれたディスクイメージ(SDPF サービス(クラウド/サーバー)の機能を利用することなく契約者により情報またはデータが蓄積された記憶媒体をいいます。)をプライベート ISO として保存するための保存領域を提供します。
b プライベート ISO として保管されたディスクイメージから、仮想サーバーやベアメタル等を作成することができます。
c 当社は、本メニューのプライベート ISO に係る容量の上限を 4TB(4,096GB)とします。

B 料金算定方法

(A) プライベートテンプレート及びプライベート ISO 共通

a 1のプライベートテンプレートまたはプライベートISOに係る利用料金(以下、「イメージ管理に係る利用料金」といいます。)は、次に定める算式に基づき算出されるものとします。

イメージ管理に係る利用料金
＝利用量(byte)×利用時間(秒)÷1024^3(byte/GB)÷60(秒/分)×単価(円/GB・分)

b 上記の記算式に基づき算出された額に端数が生じた場合は、その端数の小数点を切り上げるものとします。
c 2(2)B(A)の a 及び b の算定方法により、契約者が支払いを要する利用料金として算出された額は、当社が指定する方法により、契約者に表示される料金額の内訳、料金算定に使用される時間等に基づき算出される額と異なる場合があります。

別紙 3　物理サーバー

1　メニュー一覧

メニュー	内容
(1)　ベアメタルサーバー	ベアメタルサーバー（当社が指定する物理サーバー（OS 等の仮想サーバーの構築に要するソフトウェアその他のプログラムが組み込まれる前の状態のものをさします。）をいいます。以下、同じとします。）を提供するもの

2　各メニュー等の提供条件等

(1)　ベアメタルサーバー

A　提供条件等

(A)　ベアメタルサーバー

a　当社は、メニュー及びプラン毎に定めるサービス仕様に基づき、ベアメタルサーバーを提供します。

b　当社は、本メニューの提供にあたり、当社が提供する Smart Data Platform ポータル（以下、「SDPF ポータル」といいます。）または API 経由で利用可能な以下の機能を提供します。

(a) ベアメタルサーバーの作成、削除、管理

(b) 当社が SDPF サービス（クラウド/サーバー）を通じて提供する OS 及び関連するソフトウェアのインストール

c　当社は、1 のテナントに作成可能なベアメタルサーバー数の上限を 128 とします。ただし、SDPF ポータル／API 経由で登録可能なベアメタルサーバー作成数は 30 までとなります。30 を超えて利用する場合は、別テナントでの本メニューの申込みが必要となります。

d　上記ベアメタルサーバー作成数については、ハイパーバイザーにおける vSphere 及び Hyper-V のサーバー数も含まれます。

(B)　リモートコンソールアクセス

当社は、SSL　VPN により、ベアメタルサーバーの Console／BMC に接続可能な機能を提供します。

当社は、1のテナントにつき、本メニューに係る1のIDを提供します。

(C)　OS

a　Red Hat Enterprise Linux

(a) Red Hat Enterprise Linux は、物理サーバーで利用可能な Red Hat が提供する Red Hat Enterprise Linux に係る OS を提供します。

(b) Red Hat Enterprise Linux の利用については、本規約の定めに加え、Red Hat のエンドユーザライセンス契約及びレッドハットソフトウェアサブスクリプション契約が適用されます。これらの契約については、Red Hat の以下の Web サイトを確認ください。なお、以下のエンドユーザライセンス契約またはレッドハットソフトウェアサブスクリプション契約に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。
http://jp.redhat.com/licenses/RHEL_EULA_JAPAN.pdf、
http://www.redhat.com/licenses/cloud_cssa/Cloud_Software_Subscription_Agreement_Japan.pdf

(c) 契約者は、Red Hat Enterprise Linux　の利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

(i)　Red Hat Enterprise Linux を SDPF サービス（クラウド/サーバー）以外のリソース上で利用すること。

(ii)　Red Hat Enterprise Linux の不正なインストール、頒布、複製、利用または違法コピーを行うこと。

(d) Red Hat が Red Hat Enterprise Linux に係る料金（Red Hat が当社に対して請求するものをいいます）を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、Web 料金表に規定する Red Hat Enterprise Linux に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

(e) 契約者は、Red Hat Enterprise Linux の利用にあたり、契約者情報（契約者名、契約者の電子メールアドレス、ライセンス利用状況等）を当社から Red Hat　に提供することに同意するものとします。

(f)　Red Hat Enterprise Linux Extended Life-cycle Support

(i) ご利用中の RHEL が Maintenance Support 等を終了している場合は、Extended Life-cycle Support が自動で適用され、別途月額費用が発生します。

(ii) ご利用される RHEL のサポート期間の詳細については以下の Red Hat Enterprise Linux サービス説明書を参照ください。https://sdpf.ntt.com/services/docs/os/service-descriptions/rsts/rhel.htm

(D)　OS

a　Windows Server

(a) Windows Server は、物理サーバーで利用可能な Microsoft Corporation（以下「Microsoft」といいます）が提供する Windows Server　に係る OS を提供します。

(b) Windows Server 等の利用については、本規約の定めに加え、サービスプロバイダー製品使用権説明書（SPUR）が適用されるものとします。サービスプロバイダー製品使用権説明書（SPUR）の閲覧にあたっては、

Microsoft の以下の Web サイトを確認ください。なお、以下のサービスプロバイダー製品使用権説明書（SPUR）に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。
https://www.microsoft.com/licensing/docs/view/Services-Provider-Use-Rights-SPUR?lang=1

(c) 契約者は、Windows Server 等の利用にあたり、次の行為を行わないものとします。
(i) Windows Serve r 等を SDPF サービス（クラウド/サーバー）以外のリソース上で利用すること。
(ii) Windows Serve r 等に含まれるいずれの著作権、商標またはその他の財産権に関する表示を、削除、改変または不明瞭化すること。
(iii) Windows Server 等をリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすること（適用される法令においてかかる行為が明文で許容されている場合を除きます）。
(iv) Windows Server 等の不正なインストール、頒布、複製、利用または違法コピーを行うこと。
(v) Windows Server 等に不具合が発生した場合に死亡、重大な人身損害、または重大な物理的損害もしくは環境の破壊につながるようなアプリケーションまたは環境において使用すること（その不具合が死亡、人身傷害、もしくは重大な物損または環境破壊につながることのない、構成データの保管、エンジニアリングツールまたは構成ツール、その他の非制御アプリケーション（制御アプリケーションと通信することは可能ですが、直接または間接的に制御機能を担当しないものをいいます。）など、管理を目的としたものは含まれません。）

(d) 契約者が Windows Server 等の利用により生じるすべての損害について、当社及び Microsoft は賠償責任を負わないものとします。

(e) 当社は、契約者による Windows Server 等の利用にあたり、SDPF サービス（クラウド/サーバー）に関連する技術的なサポート（当社が指定するものに限ります）を実施します。

(f) 契約者は、Windows Server 等の利用にあたり、当社の申出に基づき、必要な情報の開示することに同意するものとします。

(g) 契約者は、Windoew Server 等の利用について、Microsoft が SDPF サービス（クラウド/サーバー）に係る契約に規定する契約者の義務を強制し、契約の遵守状況を確認する権限を持つ本契約の第三者受益者であることに同意するものとします。

(h) Microsoft が Windows Server 等に係る料金（Microsoft が当社に対して請求するものをいいます）を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、Windows Server に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

B 料金算定方法

(A) リモートコンソールアクセス

a 1 のテナントにつき、1 の ID に係る利用料金は適用しません。

(B) OS

a ベアメタルサーバーに契約者が他の新規 OS をインストールした場合であっても、OS に係る利用料金が継続して適用されるものとします。

別紙 4　削除

別紙 5　ストレージ

1　メニュー一覧

メニュー	内容
(1)　ブロックストレージ	SDPF サービス(ネットワーク) クラウド/サーバー　ローカルネットワークに係るロジカルネットワーク経由で iSCSI プロトコルで接続可能なブロックストレージを提供するもの
(2)　ファイルストレージ	SDPF サービス(ネットワーク) クラウド/サーバー　ローカルネットワークに係るロジカルネットワーク経由で NFS(v3)プロトコルで接続可能なファイルストレージを提供するもの
(3)　Wasabi オブジェクトストレージ	Wasabi Technologies LLC (以下、「Wasabi 社」といいます。)が提供する Wasabi hot cloud storage の利用ライセンスを SDPF サービス(クラウド/サーバー)を通じて提供するもの

2　各メニュー等の提供条件等

(1)　ブロックストレージ

A　提供条件等

(A)　当社は、本メニューの提供にあたり、1のボリュームにつき 2 IOPS/GB または 4IOPS のストレージ IO 制御を実施します。

(B)　1の ボリュームに対して複数のスナップショットを作成することができます。 スナップショットの最大取得可能数は 100 です。

(C)　スナップショットに保存可能な容量はボリュームサイズの 30%に制限(以下、「スナップショット制限値」)され、スナップショット容量がスナップショット制限値の 95%を超えると、スナップショットは作成された順に 95%未満になるまで自動的に削除されます。

B　料金算定方法

(A)　利用状況に応じて容量が変動する従量課金で、当社が任意のタイミングで、日単位のスナップショット容量の最大値を測定し、当該月の合計総容量に対し、1日あたりの GB 単価により算出されるものとします。

(2)　ファイルストレージ

A　スタンダード

(A)　提供条件等

a　当社は、スタンダードの提供にあたり、1のボリュームにつきスループット性能はベストエフォートで提供し、各ボリュームに最大スループット制限が付与されます。

b　スタンダードは、容量10TB から 5TB 単位で利用できるものとし、容量の上限を 100TB とします。

(3)　Wasabi オブジェクトストレージ

A　提供条件等

(A)　本メニューは、1テナントあたり1アカウントが作成可能です。

(B)　本メニューは、アカウントの作成、削除、編集は同時に複数の処理を実行するため、契約者が操作した時間と誤差が生じる場合があります。

(C)　当社は本メニューの機能に係るスループット性能の保証をしません。

(D)　当社は本メニューのサードパーティー製品との連携および機能の保証をしません。

(E)　本メニューは、SDPF サービス(クラウド/サーバー)を日本で契約した場合にのみ利用いただけます。

(F)　Wasabi オブジェクトストレージに保存されたデータについて、当社が確認、複写、複製その他の取り扱いを行うことはありません。Wasabi 社におけるデータの取扱は Wasabi 社の Wasabi Data Processing Agreement(https://wasabi.com/legal/data-processing-agreement)が適用されるものとします。

(G)　本メニューの利用には、本規約に加えて、Wasabi 社の Wasabi Technologies Customer Agreement (https://wasabi.com/legal/customer-agreement/) (以下、「Wasabi Agreement」といいます。)が適用されるものとします。Wasabi Agreement に変更があった場合は、その変更された条件が適用されるものとします。なお、本規約と Wasabi Agreement 条件に齟齬が生じる場合は、本規約の条件が優先して適用されるものとします。

(H)　契約者が本メニューの利用により生じるすべての損害について、当社及び Wasabi 社は賠償責任を負わないものとします。

(I)　Wasabi Agreement に定める条件に、契約者が違反する行為等が確認された場合は、Wasabi オブジェクトストレージサービスの提供を中止する場合があります。

(J)　Wasabi 社が Wasabi オブジェクトストレージに係る料金(Wasabi 社が当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、Web 料金表に規定する Wasabi オブジェクトストレージに係る利用

料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

(K) 米ドル-日本円の為替レートが大きく変動した場合、当社は Web 料金表に規定する Wasabi オブジェクトストレージに係る利用料金を改定できるものとします。その利用料金の改定にあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

(L) Wasabi Agreement で定める内容の内以下の項目については、契約者は本規約の定めに従うこととします。

a 契約者は SDPF ポータルから本メニューを申し込むこととし、Wasabi 社へのアカウント情報(会社名や電子メールアドレス等)の登録は不要とします。

b Wasabi Agreement に定める Limited Wasabi Service(free trials 含む)は、契約者に提供されません。

c 本メニューに関するコンタクト先は全て当社となります。契約者が Wasabi 社に直接コンタクトすることはできません。

d 本メニューのサポートは当社が SDPF サービス(クラウド/サーバー)のサポートとして実施します。Wasabi 社による直接サポートはありません。

e 本メニューの利用料金は Web 料金表の定めに従い、当社から契約者へ請求します。

(M) Wasabi 社が Wasabi オブジェクトストレージサービス(一部機能を含む)の提供を中止又は停止する場合、当社は、本サービスの提供を中止又は停止します。この場合、契約者は当該サービスが利用できないことについて同意するものとします。

B 料金算定方法

(A) 本メニューには、最低利用料金、最低課金期間、最低課金サイズの設定があります。具体的には下表のとおりです。なお、利用量等は Wasabi 社の測定に基づき算出します。

項目	条件
最低利用料金	テナント単位で適用される最低利用料金は、1 ヶ月の利用量が 1TB 未満の場合には、当該月の利用料金は 1TB 相当の料金額を請求します。
最低課金期間 (オブジェクト単位)	オブジェクト単位で適用される最低課金期間は、契約者がオブジェクトのアップロードを実施した場合にオブジェクトのアップロードをした日を起算日(以下、「起算日」といいます。)から 30 日間を最低課金期間とします。 最低課金期間内にオブジェクトを削除(以下、「削除日」といいます。)した場合は、当社は、最低課金期間残期間(起算日から最低課金期間終了の日までの期間)について、利用している場合と同様に当該サービスに係る利用料金相当額を課金対象として料金請求します。
最低課金サイズ (オブジェクト単位)	オブジェクト単位で適用される最低課金サイズは、オブジェクトのサイズが 4KB 未満の場合には、4KB 相等の料金額をオブジェクト単位に請求します。

別紙 6 セキュリティ

1 メニュー一覧

メニュー	内容
(1) Managed Anti-Virus	不正プログラム、ウイルス、トロイの木馬、スパイウェアなどウイルス感染の脅威から本メニューを適用する仮想サーバー、物理サーバー等のホストを保護するもの
(2) Managed Virtual Patch	OS やアプリケーションの脆弱性に対する攻撃から本メニューを適用する仮想サーバー、物理サーバー等のホストを保護するもの
(3) Managed Host-based Security Package	本メニューを適用する仮想サーバー、物理サーバー等のホストのセキュリティ対策に必要な機能をオールインワンで提供するもの

2 各メニュー等の提供条件等

(1) Managed Anti-Virus

A 提供条件等

(A) SDPF サービス(クラウド/サーバー)及び ECL1.0 で利用中のホストの OS 上に Agent をインストールしていただき、当社の管理サーバーと接続して動作します。管理サーバーとはインターネット経由での接続が必要です。

(B) ホスト上のセキュリティ機能及び各機能の管理機能を提供します。

(C) 申込みいただけるメニューは、1のテナントにつき、いずれか1メニューとなります。

(D) 申込みいただける上限数は、1のテナントにつき、256 となります。

B 料金算定方法

(A) 利用時間にかかわらず、月額定額料金とします。

(B) 申込みいただいたメニューと最大利用 Agent 数を乗じて、月額料金を算定します。

(C) 最大利用 Agent 数まで Agent をインストールして利用いただくことができます。最大利用 Agent 数までインストールされずに利用されていない場合でも、(B)の算定に基づき料金算定します。

(D) 1の料金月において、利用メニューや数量を変更した場合、その料金月に利用したメニュー及び数量を(B)の算定方法に基づいて料金を比較し、最も高い料金を月額料金として適用します。

(2) Managed Virtual Patch

A 提供条件等

(A) SDPF サービス(クラウド/サーバー)及び ECL1.0 で利用中のホストの OS 上に Agent をインストールしていただき、当社の管理サーバーと接続して動作します。管理サーバーとはインターネット経由での接続が必要です。

(B) ホスト上のセキュリティ機能及び各機能の管理機能を提供します。

(C) 申込みいただけるメニューは、1のテナントにつき、いずれか1メニューとなります。

(D) 申込みいただける上限数は、1のテナントにつき、256 となります。

B 料金算定方法

(A) 利用時間にかかわらず、月額定額料金とします。

(B) 申込みいただいたメニューと最大利用 Agent 数を乗じて、月額料金を算定します。

(C) 最大利用 Agent 数まで Agent をインストールして利用いただくことができます。最大利用 Agent 数までインストールされずに利用されていない場合でも、(B)の算定に基づき料金算定します。1の料金月において、利用メニューや数量を変更した場合、その料金月に利用したメニュー及び数量を(B)の算定方法に基づいて料金を比較し、最も高い料金を月額料金として適用します。

(3) Managed Host-based Security Package

A 提供条件等

(A) SDPF サービス(クラウド/サーバー)及び ECL1.0 で利用中のホストの OS 上に Agent をインストールしていただき、当社の管理サーバーと接続して動作します。管理サーバーとはインターネット経由での接続が必要です。

(B) ホスト上のセキュリティ機能及び各機能の管理機能を提供します。

(C) 申込みいただけるメニューは、1のテナントにつき、いずれか1メニューとなります。

(D) 申込みいただける上限数は、1のテナントにつき、256 となります。

(E) Managed Host-based Security Package には Managed Anti-Virus、Managed Virtual Patch の機能が含まれます。

B 料金算定方法

(A) 利用時間にかかわらず、月額定額料金とします。

(B) 申込みいただいたメニューと最大利用 Agent 数を乗じて、月額料金を算定します。

(C) 最大利用 Agent 数まで Agent をインストールして利用いただくことができます。最大利用 Agent 数までインストールされずに利用されていない場合でも、2の算定に基づき料金算定します。1の料金月において、利用メニューや数量を変更した場合、その料金月に利用したメニュー及び数量を2の算定方法に基づいて料金を比較し、最も高い料金を月額料金として適用します。

別紙 7 ミドルウェア/ライセンス

1 メニュー一覧

メニュー	内容
(1) Oracle	Oracle Corporation(以下、「オラクル」といいます。)が提供するソフトウェア(Oracle、Oracle SE2、Oracle EE)に係るライセンスを SDPF サービス(クラウド/サーバー)に係る仮想サーバー上で提供するもの
(2) SQL Server	Microsoft が提供する SQL Server に係るソフトウェア及びライセンスを SDPF サービス(クラウド/サーバー)上で提供するもの
(3) Arcserve Unified Data Protection	Arcserve Japan 合同会社 (以下、「Arcserve Japan」といいます。)が提供する Arcserve に係るバックアップソフトウェア(以下、「Arcserve ソフトウェア」といいます。)及びライセンスを SDPF サービス(クラウド/サーバー) ハイパーバイザー、仮想サーバー、物理サーバーに係る仮想マシン、ベアメタルサーバー上で提供するもの
(4) HULFT	株式会社セゾンテクノロジー(以下、「セゾンテクノロジー」といいます。)が提供する HULFT に係るソフトウェアにより SDPF サービス(クラウド/サーバー)で HULFT ライセンス及び動作環境を提供するもの
(5) Windows Server Remote Desktop Services SAL	Microsoft が提供する Windows Server Remote Desktop Services SAL に係るソフトウェア及びライセンスを SDPF サービス(クラウド/サーバー)に係る仮想サーバー上で提供するもの

2 各メニュー等の提供条件等

(1) Oracle

A 仮想サーバーメニュー向け

(A) 提供条件等

a (利用の範囲)当社は、当社設備に導入された Oracle ソフトウェア(Oracle ソフトウェア(BYOL)を除きます。以下、同じとします。)にアクセスすることができます。ただし、契約者は、本契約の条件に従って Oracle ソフトウェアを使用するものとし、また、Oracle ソフトウェアは、契約者の拠点に導入してはなりません。当社は、Oracle ソフトウェアの所有権、使用権及び知的財産権を留保し、Oracle ソフトウェアに関するいかなる権利も契約者には移転しません。

b (補償)Oracle ソフトウェアの情報、デザイン、仕様、指図、ソフトウェア、データ、ハードウェア及びその他 Oracle ソフトウェアに係る提供物(本条ではあわせて以下、「提供物」といいます)のいずれかについて、第三者が当該第三者の知的財産権を侵害しているとするクレームを提起した場合、契約者が以下の各号を実施することを条件に当社の費用と負担において当該クレームから契約者を防御するとともに、裁判所が判示した金額(当該第三者に対する損害額、損害賠償額、負担した費用など)又は当社が同意した和解金額であって、契約者が現に負担した金額につき契約者に補償を行うものとします。

(a) 契約者が当該クレームを受領した日から 20 日以内 に、(法律等で要求される場合はそれより早く)当社に書面にて速やかに通知をすること

(b) 当社に防御及び解決のためのあらゆる交渉を単独の裁量で行わせること

(c) 当該クレームの防御や解決に必要となる情報や権限、助力を当社に与えること

(d) 提供物のいずれかが第三者の知的財産権を侵害していると判断された場合、又は、当社が侵害していると認めた場合は、当社は当該提供物を非侵害となるように(その実用性又は機能性を実質的に維持しながら)修正するか、あるいはその継続使用を可能とする使用権を取得するかいずれかの措置をとることができます。

c いずれの措置も商業的合理的でない場合は、当社は当該提供物の使用権を終了させ返却を求め、当該提供物に関して契約者が当社に支払った利用料金について返還することができます。b から e は、権利侵害によるクレーム又は損害に関する契約者の唯一の救済措置とします。

d (責任の制限)共通編第 27 条にかかわらず、当社は、Oracle ソフトウェアについて、当社の責めに帰すべき理由により契約者に損害を与えた場合は、契約者が当社に支払った金額を上限として契約者に現実に生じた通常かつ直接の損害を賠償するものとします。但し、当該損害が保証を満たさない不十分な Oracle ソフトウェアから生じた場合には、当社の損害賠償責任は、損害の原因である保証を満たさない不十分な Oracle ソフトウェアに係る月額定額料金を上限とします。なお、本条は、契約者が本契約に基づき当社に対し負っている支払債務を免除するものではありません。

e (非保証)当社は契約者に対し以下を保証するものではありません。

(a) Oracle ソフトウェアが契約者の期待通りの品質・効用を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと。

(b) Oracle ソフトウェアを利用する事によって、利用する端末内のアプリケーションやデータ等に影響を及ぼさないこと。

f （制約事項）Oracle ソフトウェアは、SDPF サービス(クラウド/サーバー) に係る仮想サーバーメニュー、ベアメタルサーバーメニュー、専用ハイパーバイザーメニューにおいて提供されます。

g Oracle ソフトウェアとともに使用することが適切または必要である第三者の技術がある場合には、関連するドキュメント（オラクルが開示する第三者の技術に係る資料等を含みます。以下、「関連ドキュメント」といいます。）で特定されます。その第三者の技術は、サービス利用者に対して、提供される本 Oracle 関連メニューと共にする使用についてのみ許諾されるものであって、また、本契約ではなく、関連ドキュメントで特定される第三者とのライセンス契約に定める条件に従ってのみ使用許諾されるものとします。

h 契約者は、Oracle ソフトウェアの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

(a) Oracle ソフトウェアまたは Oracle ソフトウェアに関する利益を、いずれかの個人または団体に、譲渡し、権利を付与し、または移転すること（契約者が Oracle ソフトウェアへの担保設定を主張する場合であっても、担保権者は、Oracle ソフトウェアを使用または移転する権利を有さないものとします）。

(b) Oracle ソフトウェアまたはそのライセンサーの財産権に関する表示を削除または改変すること。

(c) Oracle ソフトウェアを複製し、リバースエンジニアリングし（ただし、インターオペラビリティのために、法令によって必要とされている場合を除く）、逆アセンブルし、または逆コンパイルすること(データの構造その他同様の Oracle ソフトウェアによって作成される資料の精査による場合も含みます)。

(d) Oracle ソフトウェア上で行ったベンチマークテストの結果を公表すること。

(e) Oracle ソフトウェアまたは Oracle ソフトウェアに基づき作成したイメージから SDPF サービス(クラウド/サーバー)以外のリソースへ実体を作成すること。

i 本契約における別段の規定にかかわらず、オラクルは、本別冊との関係においてのみ、本契約の第三者受益者とされるものとします。

（Oracle ソフトウェア（BYOL））

j Oracle ソフトウェア（BYOL）を使用に関しては、以下の条件が適用されます。

(a) SDPF サービス(クラウド/サーバー)に係る仮想サーバーメニューで提供される仮想サーバーでの Oracle ソフトウェア(BYOL)の使用はできません。

(b) 契約者とオラクルとの間の契約（以下、「オラクル既存契約」といいます）に定める Oracle ソフトウェア（BYOL）の条件が契約者による Oracle ソフトウェア（BYOL）の使用に適用されます。

(c) オラクル既存契約に基づき生じる責任は契約者が負うものとし、当社は責任を負わないものとします。

（料金の改定）

k オラクルが Oracle ソフトウェアに係る Oracle ライセンスの料金（オラクルが当社に対して請求するものをいいます）を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、Oracle ソフトウェアに係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

（利用の制限）

l 契約者は本メニューについて以下の行為を行うことができないものとします。

(a) 契約者と当社の間で、本メニューの提供又は販売に関する別段の合意がある場合：本メニューを NTT グループ会社に再販する場合に、当社の Web サイト https://sdpf.ntt.com/services/docs/oracle/service-descriptions/rsts/vs.html)に定める NTT グループ以外のお客様向けテンプレート利用させること。ただし、2021 年 12 月 8 日の時点で既に利用されているものに限り継続利用が認められます。

(b) 契約者が NTT グループ会社の場合：当社の Web サイト(https://sdpf.ntt.com/services/docs/oracle/service-descriptions/rsts/vs.html)に定める NTT グループ以外のお客様向けテンプレートを利用すること。ただし、2021 年 12 月 8 日の時点で既に利用されているものに限り継続利用が認められます。

(c) 契約者が NTT グループ会社以外の場合：当社の Web サイト(https://sdpf.ntt.com/services/docs/oracle/service-descriptions/rsts/vs.html)に定める NTT グループのお客様向けテンプレートを利用すること。

当社が 2(1)A(A)l の違反を確認した場合、当社は共通編第 17 条に基づき本メニューの利用を停止することがあります。

NTT グループ会社は、日本電信電話株式会社が直接又は間接に議決権の過半数を有する会社が該当します。

(B) 料金算定方法

a Linux / RedHat Enterprise Linux/ Rad Hat Enterprise Linux 8 / Windows Server 2019 の場合

時間料金 × 利用時間を利用料金とします。

利用料金が月額上限料金を超える場合、月額上限料金を利用料金とします。

b Windows の場合

(a) 月額固定料金＋(時間料金 × 利用時間)を利用料金とします。仮想サーバーが一度でも起動されると月額固定料金が発生します。利用料金が月額上限料金を超える場合、月額上限料金を利用料金とします。

(b) 月額固定料金は、プラン変更時には加算されません。

B ベアメタルサーバーメニューおよび専用ハイパーバイザーメニュー向け

(A) 提供条件等

a (利用の範囲)当社は、当社設備に導入された Oracle ソフトウェア(Oracle ソフトウェア(BYOL)を除きます。以下、同じとします。)にアクセスすることができます。ただし、契約者は、本契約の条件に従って Oracle ソフトウェアを使用するものとし、また、Oracle ソフトウェアは、契約者の拠点に導入してはなりません。当社は、Oracle ソフトウェアの所有権、使用権及び知的財産権を留保し、Oracle ソフトウェアに関するいかなる権利も契約者には移転しません。

b (補償)Oracle ソフトウェアの情報、デザイン、仕様、指図、ソフトウェア、データ、ハードウェア及びその他 Oracle ソフトウェアに係る提供物(本条ではあわせて以下、「提供物」といいます)のいずれかについて、第三者が当該第三者の知的財産権を侵害しているとするクレームを提起した場合、契約者が以下の各号を実施することを条件に当社の費用と負担において当該クレームから契約者を防御するとともに、裁判所が判示した金額(当該第三者に対する損害額、損害賠償額、負担した費用など)又は当社が同意した和解金額であって、契約者が現に負担した金額につき契約者に補償を行うものとします。

(a) 契約者が当該クレームを受領した日から 20 日以内 に、(法律等で要求される場合はそれより早く)当社に書面にて速やかに通知をすること

(b) 当社に防御及び解決のためのあらゆる交渉を単独の裁量で行わせること

(c) 当該クレームの防御や解決に必要となる情報や権限、助力を当社に与えること

(d) 提供物のいずれかが第三者の知的財産権を侵害していると判断された場合、又は、当社が侵害していると認めた場合は、当社は当該提供物を非侵害となるように(その実用性又は機能性を実質的に維持しながら)修正するか、あるいはその継続使用を可能とする使用権を取得するかいずれかの措置をとることができます。いずれの措置も商業的合理的でない場合は、当社は当該提供物の使用権を終了させ返却を求め、当該提供物に関して契約者が当社に支払った利用料金について返還することができます。

c 提供物が第三者許諾テクノロジーの場合で、その第三者許諾条件が使用権の終了を認めていない場合、当社は、提供物の使用権を終了する代わりに、当該第三者許諾テクノロジーに関連する Oracle ソフトウェアの使用権を終了させ、返却を求めるものとします。

d 次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は契約者に対して補償を行わないものとします。

(a) 契約者に提供された最新版かつ変更が加えられていない提供物を契約者が使用していれば侵害が避けられた場合に、契約者が提供物に変更を加え、又は当社が指定する使用範囲を超えて提供物を使用した場合、或いは旧バージョンの提供物を使用していた場合

(b) 契約者が、提供物の使用権の終了後に当該提供物を継続して使用していた場合

(c) 当該クレームが当社の提供していない情報、デザイン、仕様、指図、ソフトウェア、データ及び資料に起因する場合

e 提供物を当社が提供したものではない製品やサービスと組み合わせたことに起因する侵害のクレームについては、当社はかかるクレームについても、契約者に対する補償を行わないものとします。Oracle ソフトウェアに含まれるか、使用が必須の第三者許諾テクノロジーについてのみ、以下の全てに該当する場合に限り、当社は、本契約の条件に基づいて提供する必要がある Oracle ソフトウェアについての侵害の補償と同等の補償を、当該第三者許諾テクノロジーの侵害のクレームについて契約者に対して提供します。

(a) 改変せずに使用される場合

(b) Oracle ソフトウェアに含まれるか、使用が必須である場合

(c) Oracle ソフトウェアの使用許諾及び本契約のその他全ての条件に従って使用されている場合

Oracle ソフトウェアが提供されたままの状態で、本規約等の条件に従って使用されていれば、第三者の知的財産権を侵害することがなかった場合において、契約者の行為に起因する侵害のクレームについては、当社は契約者に対する補償を行わないものとします。契約者が使用権を取得した時点で、契約者が認識していた知的財産権侵害のクレームについては、当社は契約者に対する補償を行わないものとします。

f 2(1)A(A)b 項から e 項は、権利侵害によるクレーム又は損害に関する契約者の唯一の救済措置とします。

g (責任の制限)共通編第 27 条にかかわらず、当社は、Oracle ソフトウェアについて、当社の責めに帰すべき理由により契約者に損害を与えた場合は、契約者が当社に支払った金額を上限として契約者に現実に生じた通常かつ直接の損害を賠償するものとします。但し、当該損害が保証を満たさない不十分な Oracle ソフトウェアから生じた場合には、当社の損害賠償責任は、損害の原因である保証を満たさない不十分な Oracle ソフトウェアに係る月額定額料金を上限とします。なお、本条は、契約者が本契約に基づき当社に対し負っている支払債務を免除するものではありません。

h (非保証)当社は契約者に対し以下を保証するものではありません。

(a) Oracle ソフトウェアが契約者の期待通りの品質・効用を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと。

(b) Oracle ソフトウェアを利用する事によって、利用する端末内のアプリケーションやデータ等に影響を及ぼさないこと。

i （制約事項）Oracle ソフトウェアは、SDPF サービス(クラウド/サーバー)に係る仮想サーバーメニュー、ベアメタルサーバーメニュー、専用ハイパーバイザーメニューにおいて提供されます。

j Oracle ソフトウェアとともに使用することが適切または必要である第三者の技術がある場合には、関連するドキュメント（オラクルが開示する第三者の技術に係る資料等を含みます。以下、「関連ドキュメント」といいます。）で特定されます。その第三者の技術は、サービス利用者に対して、提供される本 Oracle 関連メニューと共にする使用についてのみ許諾されるものであって、また、本契約ではなく、関連ドキュメントで特定される第三者とのライセンス契約に定める条件に従ってのみ使用許諾されるものとします。

k 契約者は、Oracle ソフトウェアの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

(a) Oracle ソフトウェアまたは Oracle ソフトウェアに関する利益を、いずれかの個人または団体に、譲渡し、権利を付与し、または移転すること（契約者が Oracle ソフトウェアへの担保設定を主張する場合であっても、担保権者は、Oracle ソフトウェアを使用または移転する権利を有さないものとします）。

(b) Oracle ソフトウェアまたはそのライセンサーの財産権に関する表示を削除または改変すること。

(c) Oracle ソフトウェアを複製し、リバースエンジニアリングし（ただし、インターオペラビリティのために、法令によって必要とされている場合を除く）、逆アセンブルし、または逆コンパイルすること(データの構造その他同様の Oracle ソフトウェアによって作成される資料の精査による場合も含みます)。

(d) Oracle ソフトウェア上で行ったベンチマークテストの結果を公表すること。

(e) Oracle ソフトウェアまたは Oracle ソフトウェアに基づき作成したイメージから SDPF サービス(クラウド/サーバー) 以外のリソースへ実体を作成すること。

l 本契約における別段の規定にかかわらず、オラクルは、本別冊との関係においてのみ、本契約の第三者受益者とされるものとします。

m （Oracle ソフトウェア（BYOL））Oracle ソフトウェア（BYOL）を使用に関しては、以下の条件が適用されます。

(a) SDPF サービス(クラウド/サーバー)に係る仮想サーバーメニューで提供される仮想サーバーでの Oracle ソフトウェア(BYOL)の使用はできません。

(b) 契約者とオラクルとの間の契約（以下、「オラクル既存契約」といいます）に定める Oracle ソフトウェア（BYOL）の条件が契約者による Oracle ソフトウェア（BYOL）の使用に適用されます。

(c) オラクル既存契約に基づき生じる責任は契約者が負うものとし、当社は責任を負わないものとします。

n （料金の改定）オラクルが Oracle ソフトウェアに係る Oracle ライセンスの料金（オラクルが当社に対して請求するものをいいます）を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、Oracle ソフトウェアに係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

（利用の制限）

o 契約者は本メニューについて以下の行為を行うことができないものとします。

(a) 契約者と当社の間で、本メニューの提供又は販売に関する別段の合意がある場合：本メニューを NTT グループ会社に再販すること。ただし、2021 年 12 月 8 日の時点で既に利用されているものに限り継続利用が認められます。

(b) 契約者が NTT グループ会社の場合：本メニューを利用すること。ただし、2021 年 12 月 8 日の時点で既に利用されているものに限り継続利用が認められます。

当社が 2(1)B(A)o の違反を確認した場合、当社は共通編第 17 条に基づき本メニューの利用を停止することがあります。

NTT グループ会社は、日本電信電話株式会社が直接又は間接に議決権の過半数を有する会社が該当します。

(B) 料金算定方法

a Physical CPU Charge の場合

(a) 月額固定料金を利用料金とします。使用開始月は無料、使用終了月は日付によらず1ヶ月の料金が発生します。

(b) Oracle ソフトウェアが稼働する SDPF サービス(クラウド/サーバー)に係る物理サーバーの物理 CPU 数(物理 CPU ソケット数または物理 CPU コア数)に応じて料金が発生します。Oracle SE2 メニューを使用した場合は物理 CPU ソケット数、Oracle EE メニューを使用した場合は物理 CPU コア数に応じて料金が発生します。

b vCPU Charge の場合

(a) 月額固定料金を利用料金とします。使用開始月は無料、使用終了月は日付によらず1ヶ月の料金が発生します。

(b) Oracle ソフトウェアが稼働する SDPF サービス(クラウド/サーバー)に係る仮想サーバーの vCPU 数に応じて料金が発生します。

(2) SQL Server

A 提供条件等

(A) 本メニューの利用については、本規約の定めに加え、サービスプロバイダー製品使用権説明書(SPUR)が適用されるものとします。サービスプロバイダー製品使用権説明書(SPUR)の閲覧にあたっては、Microsoft の以下の Web サイトを確認ください。なお、以下のサービスプロバイダー製品使用権説明書(SPUR)に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。
https://www.microsoft.com/licensing/docs/view/Services-Provider-Use-Rights-SPUR?lang=1

(B) 契約者は、本メニューの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。
- a 本メニューを SDPF サービス(クラウド/サーバー) 以外のリソース上で利用すること。
- b 本メニューに含まれるいずれの著作権、商標またはその他の財産権に関する表示を、削除、改変または不明瞭化すること。
- c 本メニューをリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすること(適用される法令においてかかる行為が明文で許容されている場合を除きます)。
- d 本メニューの不正なインストール、頒布、複製、利用または違法コピーを行うこと。
- e 本メニューに不具合が発生した場合に死亡、重大な人身損害、または重大な物理的損害もしくは環境の破壊につながるようなアプリケーションまたは環境において使用すること(その不具合が死亡、人身傷害、もしくは重大な物損または環境破壊につながることのない、構成データの保管、エンジニアリングツールまたは構成ツール、その他の非制御アプリケーション(制御アプリケーションと通信することは可能ですが、直接または間接的に制御機能を担当しないものをいいます。)など、管理を目的としたものは含まれません。)

(C) 契約者が本メニューの利用により生じるすべての損害について、当社及び Microsoft は賠償責任を負わないものとします。

(D) 当社は、契約者による本メニューの利用にあたり、SDPF サービス(クラウド/サーバー) に関連する技術的なサポート(当社が指定するものに限ります)を実施します。

(E) 契約者は、本メニューの利用にあたり、当社の申出に基づき、必要な情報の開示することに同意するものとします。

(F) 契約者は、本メニューの利用について、Microsoft が SDPF サービスに係る契約に規定する契約者の義務を強制し、契約の遵守状況を確認する権限を持つ本契約の第三者受益者であることに同意するものとします。

(G) Microsoft が本メニューに係る料金(Microsoft が当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、Windows Server に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

(H) 本メニューについて、2(2)A (A)から(G)に定めのない事項は、本規約の定めに準じて取り扱うものとします。

B 料金算定方法

(A) 仮想サーバーで利用の場合
- a 利用時間にかかわらず、月額固定料金とします。
- b 1の料金月において、メニュー及びプランを変更した場合、その料金月に利用したメニュー及びプランの料金を比較して、最も高い料金を月額料金として適用します。

(B) Hyper-V、vSphere ESXi で利用の場合
- a VM が一度でも起動された場合、月額固定料金とします。
- b VM が一度も起動されなかった場合、料金は発生しません。
- c 1の料金月において、メニュー及びプランを変更した場合、その料金月に利用したメニュー及びプランの料金を比較して、最も高い料金を月額料金として適用します。

(3) Arcserve Unified Data Protection

A 提供条件等

(A) 本メニューのライセンスは以下の条件のいずれかを満たしている期間のみ、SDPF サービス(クラウド/サーバー)の外部にて契約者が管理/運用するサーバ及び仮想マシンでも利用できます。
- a SDPF サービス(クラウド/サーバー)のサーバー及び仮想マシンへの移行を実施する目的での利用の場合
- b 本メニューで提供されるソフトウェア及びライセンスで SDPF サービス(クラウド/サーバー)上に構築されたバックアップシステムを利用する場合
- c Arcserve ソフトウェアの機能を用いた SDPF サービス(クラウド/サーバー)上のサーバー及び仮想サーバーと SDPF サービス(クラウド/サーバー)外の環境との冗長化構成(災害対策等)を実施される場合

(B) 本メニューは、システム及びデータのバックアップ及びリストアの成功を保証するものではありません。バックアップ及びリストアは契約者の責任で実施してください。リストア先のサーバーに不具合が発生しても当社では責任を負いません。

(C) サービスの故障やメンテナンスによりバックアップが取得できない場合があります。バックアップの取得状況については契約者自身にてご確認ください。

(D) バックアップ保存先のストレージは本メニューには含まれていません。

(E) 本メニューを利用したサーバタイプの変更は、あらゆる構成のタイプ変更を保証するものではありません。 SDPF サービス(クラウド/サーバー) ハイパーバイザー、仮想サーバー、物理サーバーに係る各メニュー及びプランから、異なるサーバーへのメニュー及びプランの移行をする場合は、契約者責任で実施いただきます。

(F) OS 及びサーバータイプに応じた必要ライセンス数がサーバー毎に必要です。
(G) 本規約に加えて、Arcserve Japan の EULA(https://www.arcserve.com/eula/)が適用されるものとします。また、本メニューの利用に際しては以下の a から g までの行為を禁止しています。
a Arcserve ソフトウェアの全部もしくは一部の修正、コピーその他複製、
b Arcserve ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他 Arcserve ソフトウェアに使用されるソースコード形式もしくはコードの構造を抽出する試み
c 本契約に従い特に権限を付与される場合を除く、Arcserve ソフトウェアの第三者への提供、賃貸もしくは貸与
d Arcserve ソフトウェアに記載された所有権の表示もしくはラベルの除去
e Arcserve ソフトウェアの一部の修正もしくはその二次的著作物の作成
f 違法目的での Arcserve ソフトウェアの使用、または、Arcserve ソフトウェアをウェブサイトに公開し、ダウンロードできる状態にすること
g 第三者への Arcserve ソフトウェアの頒布または Arcserve ソフトウェアの一部を構成する Arcserve のコンテンツの「フレーム」もしくは「ミラー」の作成。
(H) 契約者は、Arcserve グループが供給するサードパーティーのハードウェア設備及びソフトウェアが当該ハードウェアまたはソフトウェアの製造業者またはライセンサーが提示する保証またはその他条件に従い、契約者に提供される可能性があることに同意するものとします。
(I) ライセンスは、OS に1回限りインストール可能です。 使わなくなったライセンスを別サーバーに利用することはできません。
(J) 本メニュー申込み時に契約者が指定したソフトウェアサポートリージョンを変更する場合は、解約の上、新たにお申し込みください。
(K) Arcserve Unified Data Protection に関する製品サポートは、Arcserve Japan が直接提供します。サポート窓口の先及びサポート時間等の情報は、以下の情報を参照ください。
https://support.arcserve.com/s/article/202937699?language=ja
(L) Arcserve Japan のサポート内容は地域によって異なる場合があります。
(M) アプリケーションは Arcserve Japan のウェブサイトから入手いただきます。
(N) Arcserve Japan への問合せには、オーダーID が必要です。オーダーID 及びライセンスキーは、申込み後に当社が通知します。
(O) Arcserve Unified Data Protection のみに係る事項としては以下の通りです。(1) OS 及びサーバータイプに応じた必要ライセンス数がサーバー毎に必要です。(2) オーダーID の通知には、5営業日を要します。(3) SDPF サービス(クラウド/サーバー)に係る仮想マシン、ベアメタルサーバー上で稼働するシステムに直接関係しないシステムに、本メニューが提供するライセンスは利用できません。

B 料金算定方法
(A) 本メニュー係る利用料金は、ご注文いただいた製品区分に応じた Web 料金表にて定める月額料金を適用します。
(B) 月額料金とは、本メニューの申込み日に関わらず、対象サービスの当該月分の利用料金とします。

(4) HULFT

A 提供条件等
(A) 当社は、契約者から当社及びセゾンテクノロジーが別に定める方法により申込みがあったときは、契約者に対して HULFT ライセンスを付与します。但し、第8条2項の各号のいずれかに該当するときは、その申込みを承諾しないことがあります。
(B) HULFT ライセンスサービス(前項に基づき付与された HULFT ライセンスを利用して、契約者がセゾンテクノロジーから提供を受けるサービス(これに係るサポート業務を含みます)をいいます。以下、同じとします)の利用については、前項の申込みに対する当社及びセゾンテクノロジーの承諾をもって、契約者とセゾンテクノロジーとの間で HULFT サービスに係る利用契約(セゾンテクノロジーが定める使用許諾書(http://www.hulft.com/buy/new/license_agreement.html に掲載)の提供条件(本規約に定める利用料金に係るものを除きます)並びに、ソフトウエア・プロダクト技術サポート契約(http://www.hulft.com/support/supportpack/technical_support.html))に掲載)に基づき成立するものをいいます。)が適用されるものとします。
(C) HULFT ライセンスサービスは、中国、ロシア又はフランス各国内での利用は禁止されています。左記の国での利用につき、当社及びセゾンテクノロジーは契約者及び利用者に対して、責任を負わないものとします。
(D) HULFT ライセンスサービスの利用について、契約者に損害が生じた場合、契約者はセゾンテクノロジーとその解決にあたるものとし、当社は責任を負わないものとします。
(E) 契約者は、HULFT ライセンスサービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。
a HULFT ライセンスサービスを SDPF サービス(クラウド/サーバー)以外のリソース上で利用すること
b 不正に HULFT ライセンスを複製して利用しないこと。
(F) 契約者が HULFT ライセンスサービスに係る契約の解除をしようとするときの扱いは、第14条の定めによるものとします。この場合、その申し出に対する当社の承諾をもって、HULFT ライセンスサービスは廃止されるものとします。

(G) HULFT ライセンスサービスに係る利用契約が終了したときは、本規約に基づく HULFT ライセンスの付与もその時点で終了するものとします。これにより、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は責任を負いません。

(H) セゾンテクノロジーが HULFT ライセンスに係るライセンスの料金(セゾンテクノロジーが当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、HULFT ライセンスに係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

B 料金算定方法

本メニューは、申込み月は無料となり、翌月から課金開始となります。なお、製品区分毎に月額定額料金が異なります。

(5) Windows Server Remote Desktop Services SAL

A 提供条件等

(A) SDPF サービス(クラウド/サーバー)上で、Microsoft が提供する Windows Server Remote Desktop Services SAL オフィシャルイメージテンプレートを当社の仮想サーバー上で 提供します。本メニューを利用する場合、SDPF サービス(クラウド/サーバー)に係る仮想サーバー及び Windows Server を合わせて申込む必要があります。

(B) Windows Server Remote Desktop Services SAL の利用については、本規約の定めに加え、サービスプロバイダー製品使用権説明書(SPUR)が適用されるものとします。サービスプロバイダー製品使用権説明書(SPUR)の閲覧にあたっては、Microsoft の以下の Web サイトを確認ください。なお、以下のサービスプロバイダー製品使用権説明書(SPUR)に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。
https://www.microsoft.com/licensing/docs/view/Services-Provider-Use-Rights-SPUR?lang=1

(C) 契約者は、Windows Server Remote Desktop Services SAL の利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

a Windows Server Remote Desktop Services SAL を SDPF サービス(クラウド/サーバー)以外のリソース上で利用すること。

b Windows Server Remote Desktop Services SAL に含まれるいずれの著作権、商標またはその他の財産権に関する表示を、削除、改変または不明瞭化すること。

c Windows Server Remote Desktop Services SAL をリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすること(適用される法令においてかかる行為が明文で許容されている場合を除きます)。

d Windows Server Remote Desktop Services SAL の不正なインストール、頒布、複製、利用または違法コピーを行うこと。

e Windows Server Remote Desktop Services SAL に不具合が発生した場合に死亡、重大な人身損害、または重大な物理的損害もしくは環境の破壊につながるようなアプリケーションまたは環境において使用すること(その不具合が死亡、人身傷害、もしくは重大な物損または環境破壊につながることのない、構成データの保管、エンジニアリングツールまたは構成ツール、その他の非制御アプリケーション(制御アプリケーションと通信することは可能ですが、直接または間接的に制御機能を担当しないものをいいます。)など、管理を目的としたものは含まれません。)

(D) 契約者が Windows Server Remote Desktop Services SAL の利用により生じるすべての損害について、当社及び Microsoft は賠償責任を負わないものとします。

(E) 当社は、契約者による Windows Server Remote Desktop Services SAL の利用にあたり、SDPF サービス(クラウド/サーバー)に関連する技術的なサポート(当社が指定するものに限ります)を実施します。

(F) 契約者は、Windows Server Remote Desktop Services SAL の利用にあたり、当社の申出に基づき、必要な情報の開示することに同意するものとします。

(G) 契約者は、Windows Server Remote Desktop Services SAL の利用について、Microsoft が SDPF サービス(クラウド/サーバー)に係る契約に規定する契約者の義務を強制し、契約の遵守状況を確認する権限を持つ本契約の第三者受益者であることに同意するものとします。

(H) Microsoft が Windows Server Remote Desktop Services SAL に係る料金(Microsoft が当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、Windows Server に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

別紙 8　プラットフォームサービス

1　メニュー一覧

メニュー	内容
(1) IaaS Powered by VMware	Broadcom が提供するマネージド v プラットフォーム Powered by VMware に係るソフトウェア及びライセンスを SDPF サービス(クラウド/サーバー)上でベアメタルホスト・仮想化環境が一元管理された VMware 環境として提供するもの

2　各メニュー等の提供条件等

(1) IaaS Powered by VMware

A　提供条件等

(A)　契約者の VMware vSphere アプライアンス/ライセンス持込みについては、当社の提供ライセンスと契約者のライセンスの混在によるライセンス違反となるため、持込みはできません。

(B)　契約者が、以下の行為を行った場合は、本サービスは契約者への通知なく、強制的にサービスの提供を停止します。

a　パブリックテンプレート利用時に共通機能ゲートウェイとの接続を阻害する設定(弊社通知後、接続を正常化できない場合)

b　申込みのプラン以上のリソースを構成する場合

(C)　本メニューの利用には、本規約に加えて、Broadcom社が定めるEnd User Lisence Agreement(以下、「EULA」といいます。) https://docs.broadcom.com/doc/end-user-agreement-japaneseが適用されます。EULAに変更があった場合は、その変更された条件が適用されるものとします。なお、本規約とEULA条件に齟齬が生じる場合は、本規約の条件が優先して適用されるものとします。

(D)　契約者VMware vSphereライセンスと本メニューで提供されるVMwareライセンスの切替は双方向とも実施できません。

(E)　VMware vSphere ESXi・vCDのバージョンアップについては、当社で行います。そのためGUIやAPIについて予告なく一部変更する場合があります。

(F)　スナップショットバックアップの利用にあたっては、本規約に加えてCohesity社が定めるCohesityに係るAgreement(https://www.cohesity.com/agreements/)が適用されます。Agreementに変更があった場合は、その変更された条件が適用されるものとします。なお、本規約とAgreementに齟齬が生じる場合は、本規約の条件が優先して適用されるものとします。

(G)　Red Hat Enterprise Linux Extended Life-cycle Support

a　ご利用中の RHEL が Maintenance Support 等を終了している場合は、Extended Life-cycle Support が自動で適用され、別途月額費用が発生します。

b　ご利用される RHEL のサポート期間の詳細については以下の Red Hat Enterprise Linux サービス説明書を参照ください。https://sdpf.ntt.com/services/docs/os/service-descriptions/rsts/rhel.htm

別紙 9　パートナークラウド

1　メニュー一覧

メニュー	内容
(1)　Power Systems	日本情報通信株式会社（以下、「NI+C」といいます。）が提供する NI+C Cloud i、IBM i、AIX のオペレーティングシステム、ILMT による IBM ソフトウェアライセンス監査、外部接続ゲートウェイ機能であって、SDPF サービス（ネットワーク） 相互接続/関連サービス クラウド/サーバー コロケーション接続により相互接続を通じて提供するもの
(2)　Hybrid Cloud with Microsoft Azure	Microsoft が提供する Microsoft Azure に関わるサービスであって、SDPF サービス通じて Azure サブスクリプションをオンラインで発行し提供するもの
(3)　Hybrid Cloud with GCP	Google LLC（以下、「Google 社」といいます。）が提供するパブリッククラウドサービス(以下「GCP」といいます。)を SDPF サービス（クラウド/サーバー）において提供するもの
(4)　Hybrid Cloud with AWS	アマゾンウェブサービスジャパン合同会社（以下「AWS 社」）が提供するパブリッククラウドサービス（以下「AWS」といいます。）を SDPF サービス（クラウド/サービス）において提供するもの

2　各メニュー等の提供条件等

(1)　Power Systems

A　提供条件等

(A)　コンピュートリソースは、1の論理区画（以下、LPAR）毎に 1 のコンピュートリソースタイプを選択いただきます。ただし、プールタイプを除きます。

(B)　IBMi コンピュートリソースタイプは、1の LPAR に割当てるコンピュートリソースが固定されるスタンダードと、サービス設備の CPU 性能の空き状況に応じて LPAR への設定量を超えた CPU リソースをベストエフォートで利用できるバーストタイプが選択できます。

(C)　コンピュートリソース タイプにプールを選択する場合、LPAR への CPU、メモリー、ASP/ディスクの割当量は、追加コンピュートリソースと同じ単位で、上限・下限の範囲内で任意に設定できます。

(D)　既に SDPF サービス（クラウド/サーバー）を利用中で未使用のセグメントがない場合は、SDPF サービス（クラウド/サーバー）用に追加セグメントの契約が必須です。

(E)　IBM i を利用いただくには、LAN コンソール用アプリケーション(IBMi Access for Windows)環境が設定・利用可能な SDPF サービス（クラウド/サーバー）のコンピュートリソース、Windows ライセンス、SDPF サービス（ネットワーク） 相互接続/関連サービス クラウド/サーバー コロケーション接続のご契約が必須です。

(F)　CPW は現在利用可能な Power8プロセッサーにおける CPW 値を参考にしています。CPU が変更になった場合は、追加単位も変更になる場合があります。

B　料金算定方法

(A)　本メニューの一部メニューには、設定等に係る工事費がかかる場合があります。

(B)　上記の工事については、Web 料金表の「工事費」に定めた料金を適用します。

(2)　Hybrid Cloud with Microsoft Azure

A　提供条件等

(A)　本メニューは、発行された Azure サブスクリプションを利用して、Microsoft Azure の各種サービスを利用することが可能です。

(B)　(J)及び(K)の定めに従い、Microsoft が提供する Microsoft Azure を利用する権利を付与します。

(C)　本メニューにより利用可能な Microsoft Azure サービスは、Microsoft Azure ののサイトにおける Azure Resource Manager のリソースプロバイダーにて制御可能な Microsoft Azure サービスの全てとします。なお、Microsoft Azure サービスについては以下の Web サイトを確認ください。
https://learn.microsoft.com/ja-jp/azure/role-based-access-control/resource-provider-operations
https://learn.microsoft.com/ja-jp/azure/azure-resource-manager/management/overview

(D)　Azure のご利用に関する SLA は、Azure が定めている SLA に準拠します。

(E)　新規で発行される Azure テナント名（[固有の ID].onmicrosoft.com）は SDPF サービス(クラウド/サーバー) 側で自動で付与されます。契約者任意の名前を付けることはできません。

(F)　Azure のサブスクリプションは SDPF サービス(クラウド/サーバー) の 1 テナントにつき 1Azure プランを上限とします。

(G) 初期作成されるアカウントについては、ユーザー名は admin に固定となります。(admin@[固有のID].onmicrosoft.com)
(H) Azure のサブスクリプションに対する管理者権限は、初期作成されるアカウントに対してのみ所有者権限が付与されます。
(I) Microsoft Azure の利用については、本規約の定めに加え、Microsoft CustomerAgreement が適用されます。詳細については、Microsoft の以下の Web サイトにて、Geography にて「Japan」、Purchase Channel にて「CSP Partner」を選択し、内容を確認ください。なお、以下内容に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。https://www.microsoft.com/licensing/docs/customeragreement
(J) 契約者は、当社及び Microsoft が指定した方法により Microsoft Azure を申し込んだ場合、Microsoft Customer Agreement に基づき Azure サブスクリプションを付与されます。
(K) 契約者は、Azure サブスクリプションをもって Microsoft が提供する機能を Microsft が提供する Azure ポータル上で利用することが可能です。
(L) 契約者は、Azure の予約を購入することはできません。
(M) 契約者は、Azure Spot Virtual Machines を購入してはいけません。購入した場合、契約者は利用に関して発生した料金を支払うものとします。
(N) 契約者は、サードパーティソリューションにより提供される Azure Marketplace は一部の BYOL(Bring your own license)モデルのサービスのみ利用可能です。
(O) 契約者は、Microsoft から提供されているダイレクトサポートメニュー(Developer,Standard,Professional Direct)は購入することはできません。
(P) 契約者は、Enterprise Agreement 特典の一部として提供されるサービス、機能は利用できません。
(Q) Microsoft が Microsoft Azure(一部機能を含みます)の提供を中止する場合、当社は同サービスの提供を中止します。
(R) 契約者が、Azure サブスクリプションにより Microsoft Azure 利用を開始した場合、そのメニューについて、Microsoft Customer Agreement が適用されるものとし、Microsoft が規定する料金並びに算定方法及びそのメニューの利用実態に基づき算出された額について、当社が契約者に対して請求するものとします。なお、当社の為替換算に伴い、Microsoft が規定する料金と差分が出る場合があります。
(S) 契約者は、Azure ポータルを通じて、ご利用中の料金の確認はできません。
(T) Microsoft が Micosoft Azrure に係る料金(Microsoft が当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、Web 料金表に規定する Azure Volume Accounting (Azure Plan)に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。
(U) ご提供にあたり、当社が契約者サブスクリプションに対する特定の権限を保持します。この権限はサービス説明書にて規定します。この権限は SDPF サービス(クラウド/サーバー)利用中は削除することができません。
(V) ご提供にあたり、当社が GDAP リレーションシップにより管理権限を保持します。同権限は SDPF サービス(クラウド/サーバー)利用中は削除することができません。
(W) GDAP リレーションシップは有効期限があるため、有効期限内に GDAP リレーションシップの新規作成または更新をして頂く必要があります。有効な GDAP リレーションシップが存在しない場合、サービスの継続提供ができなくなる場合があります。

B 料金算定方法

当社は、Microsoft が規定する料金並びに算定方法に基づき算出された額を本メニューに係る利用料金として適用します。

(3) Hybrid Cloud with GCP

A 提供条件等

(A) 本メニューで提供される各種リソースの操作や、アクセス権限の操作は契約者が Google 社の GCP ﾎﾟｰﾀﾙ経由で行う必要があります。
(B) 本メニューは、当社が、契約者の指定するメールアドレス宛に GCP プロジェクトの招待メールを送り、契約者が GCP プロジェクトに参加することを承諾した後に利用することができます。
(C) 当社は、GCP の機能について、当社の定めるマネジメントに係るサポートメニューの対象となります。
(D) GCP の利用については、本規約の定めに加え、Google 社が公開する以下の URL の規約の条件が適用されます。内容に変更があった場合は、その変更された条件が順次適用されるものとします。
(https://cloud.google.com/terms/)
なお、本規約と Google 社が公開する規約の条件に齟齬が生じる場合は、本規約の条件が優先して適用されるものとします。
(E) 契約者が、当社が指定した方法により GCP を申込むことにより、GCP を利用するライセンスが付与されます。
(F) 本メニューにより以下の GCP の各種サービスが利用可能です。
https://cloud.google.com/docs/?hl=ja
ただし、以下の a から c は対象外とします。

a. Google Cloud Dedicated Interconnect
b. 確約利用割引（CUD）
https://cloud.google.com/docs/cuds?hl=ja
c. α版のサービスなど

（G） 契約者は、Google 社と当社の取り決めにより利用することができなくなった機能がある場合、当該サービスが利用できないことについて同意するものとします。

（H） Google 社が GCP(一部機能を含む)の提供を中止又は停止する場合、当社は同サービスの提供を中止又は停止します。

（I） 契約者が、当社の開通手続により GCP の利用を開始した場合、当社が契約者に対して利用料金を請求するものとします。なお、当社は Google 社の料金体系基づき算定した額を基準に利用を請求します。

B 料金算定方法

（A） 本メニューは、利用した際に発生する従量料金です。原則、GCP の料金に従います。

（B） GCP の料金については、GCP の料金体系と GCP の料金のリスト を参照ください。

（C） GCP 提供にあたり、利用料の請求は規約に定められた月の翌月に請求いたします。

(4) Hybrid Cloud with AWS

A 提供条件等

（A） 本メニューは、発行された AWS アカウントを利用して、AWS の各種サービスを利用することが可能です。

（B） 本メニューにより以下の AWS の各種サービスが利用可能です。
https://aws.amazon.com/jp/products/?aws-products-all.sort-by=item.additionalFields.productNameLowercase&aws-products-all.sort-order=asc&awsf.re%3AInvent=*all&awsf.Free%20Tier=*all&awsf.tech-category=*all&awsf.Free%20Tier%20Type=*all
ただし、以下の a から c は対象外とします。

a. Reserved Instance、Savings Plan
b. 下記 Web サイトに掲載されているサービス
https://sdpf.ntt.com/services/docs/amazon-web-services/service-descriptions/unsupported_services.html
c. AWS 無料利用枠
https://aws.amazon.com/jp/free/?all-free-tier.sort-by=item.additionalFields.SortRank&all-free-tier.sort-order=asc&awsf.Free%20Tier%20Types=*all&awsf.Free%20Tier%20Categories=*all

（C） AWS のご利用に関する SLA は、AWS 社が定める SLA に準拠します。

（D） 新規で発行される IAM ユーザー名は sdpf-aws-admin となります。契約者任意の名前を付けることはできません。

（E） AWS の利用については、契約者は、本規約の定めに加え、料金および支払い並びに税金を除き AWS カスタマーアグリーメント（AWS カスタマーアグリーメント、AWS サービス条件、AWS サービスレベルアグリーメント、及びその他の付随文書を含む。以下、同じ）（以下「カスタマーアグリーメント等」という）を遵守します。詳細については、AWS の以下の Web サイトにて、「日本語」を選択し、内容を確認ください。なお、以下内容に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。なお、料金および支払い並びに税金を除き、本規約とカスタマーアグリーメント等に齟齬が生じる場合は、カスタマーアグリーメント等の条件が優先して適用されるものとします。
https://d1.awsstatic.com/legal/aws-customer-agreement/AWS_Customer_Agreement_Japanese_Translation.pdf

（F） 契約者は、AWS 社から提供されているサポートメニューを購入することはできません。

（G） 当社は、契約者による本メニューの利用にあたり、SDPF サービス（クラウド/サーバー）に関連する技術的なサポート（当社が指定するものに限ります）を実施します。

（H） AWS 社が AWS（一部機能を含みます）の提供を中止する場合、当社は同サービスの提供を中止します。

（I） 契約者が、AWS 利用を開始した場合、そのメニューについて、AWS 社が規定する料金並びに算定方法及びそのメニューの利用実態に基づき算出された額について、当社が契約者に対して請求するものとします。なお、当社の為替換算に伴い、AWS 社が規定する料金と差分が出る場合があります。

（J） 契約者は、AWS ポータルを通じて、ご利用中の料金の確認はできません。

（K） AWS 社が AWS に係る料金（AWS 社が当社に対して請求するものをいいます）を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、Web 料金表に規定する AWS に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

（L） ご提供にあたり、当社は、ご提供する AWS アカウントにおける root ユーザーを保持します。この権限は SDPF サービス（クラウド/サーバー）利用中は削除することができません。

（M） 本メニューの最低利用期間は AWS の各サービスの最低利用期間が適用されます。

（N） 契約者がすでに AWS を利用している場合も、契約者のアカウントの持ち込みはできません。

（O） 本メニューの提供が AWS 社の安全及び品位に緊急を要すまたは脅威となる場合、AWS 社が第三者の知的財産についての苦情、訴訟もしくはライセンスの権利の損失への回答を実施する場合、または AWS 社の法令遵守、政府機関の要請への遵守による場合、当社は本メニューを通知なく廃止する場合があります。

（P） 契約者は本メニューに基づく AWS の提供及びマーケティングの目的で AWS 社が契約者の個人情報を収集、処理、利用することに同意します。

(Q) SDPF 規約共通編第 8 条 2 項に加え、当社は公的機関に対して再販(更なる階層による再販を含む)を行う又は公的機関向けの販売代理を行うことを目的として契約者が本メニューに係る契約を申込んだ場合、当該申込みを承諾しません。なお、本項における公的機関とは、次の機関、組織、またはその他の事業体であるエンドユーザーを意味します(又は実質的に所有され、出資され、管理され、若しくは支配されている事業者)。

(i) 米国(連邦、州、地方)とその領土にある政府または他の国の政府機関の行政、立法、司法府;

(ii) 準政府機関(世界銀行など);

(iii) 国際的な統治/規制機関 (EU 機関など);

(iv) 公的に出資された機関(大学や病院など);または

(v) 上位の元請負業者、コンサルタント、または上記をサポートするその他の事業体。

(R) 当社が公的機関へ本メニューを提供する場合、公的機関は本規約およびカスタマーアグリーメント等に加えて、AWS 社の Public Sector Access Policy を遵守します。なお、以下内容に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。

https://s3-us-west-2.amazonaws.com/solution-provider-program-legal-documents/AWS+Public+Sector+Access+Policy.pdf

B 料金算定方法

当社は、AWS 社が規定する料金並びに算定方法に基づき算出された額を本メニューに係る利用料金として適用します。

別紙 10 バックアップ

1 メニュー一覧

メニュー	
(1) Arcserve Cloud Direct	Arcserve Japan が提供する Arcserve Cloud Direct を提供するもの

2 各メニュー等の提供条件等

(1) Arcserve Cloud Direct

A 提供条件等

(A) Arcserve Cloud Direct のライセンスは以下の条件のいずれかを満たしている期間のみ、SDPF サービスの外部にて契約者が管理/運用するサーバ及び仮想マシンでも利用できます。

a SDPF サービス(クラウド/サーバー) のサーバー及び仮想マシンへの移行を実施する目的での利用の場合。

b 本メニューで提供されるソフトウェア及びライセンスで SDPF サービス(クラウド/サーバー) 上に構築されたバックアップシステムを利用する場合。

c Arcserve ソフトウェアの機能を用いた SDPF サービス(クラウド/サーバー) 上のハイパーバイザー、仮想サーバー及び物理サーバーと SDPF サービス(クラウド/サーバー) 外の環境との冗長化構成(災害対策等)を実施される場合。

(B) 本メニューは、システム及びデータのバックアップ及びリストアの成功を保証するものではありません。バックアップ及びリストアは契約者の責任で実施してください。リストア先のサーバーに不具合が発生しても当社では責任を負いません。

(C) サービスの故障やメンテナンスによりバックアップが取得できない場合があります。バックアップの取得状況については契約者自身にてご確認ください。

(D) 契約者から Arcserve Japan への直接の問い合わせやサポートを可能とするため、お申し込みの際に提供いただいた情報(個人情報を含む)を、Arcserve Japan へ提供します。また、利用目的の達成に必要となる範囲内で Arcserve Japan から国外へ情報(個人情報を含みます。)が提供されることがあります。当社から Arcserve Japan に提供された個人情報は Arcserve Japan のプライバシーポリシーに則り扱われることになります。

(E) ライセンス違反が確認された場合は、サービス提供を中止する場合があります。

(F) ライセンスの利用期間は、Arcserve Japan の EOL/EOS ポリシーに準拠します。

(G) アプリケーションは Arcserve Japan のウェブサイトから入手いただきます。

(H) Arcserve Japan への問合せには、Order ID が必要です。Order ID 及び Fulfillment Number は、申込み後に当社が通知します。

B 料金算定方法

(A) 本メニュー係る利用料金は、ご注文いただいたバックアップ容量に対し Web 料金表にて定める月額料金を適用します。

(B) 月額料金とは、本メニューの申込み日に関わらず、対象サービスの当該月分の利用料金とします。

別紙 11　構築/開発ツール

1 メニュー一覧

メニュー	内容
(1)　WebRTC Platform SkyWay	WebRTC 技術(音声、映像、データのリアルタイム通信のオープンスタンダードな技術)を活用したアプリケーションを開発できる CPaaS(Communication PaaS)であり、WebRTC 活用に必要な Signaling, TURN, SFU 等のサーバー群をサービス型で提供するもの

2 各メニュー等の提供条件等

(1) WebRTC Platform SkyWay

A 提供条件等

(A) 本メニューには有償プランと無償プランがあり、無償プランは専用サイト(https://skyway.ntt.com/ja/)から申込登録して利用します。

(B) 無償プランは、専用サイトに掲載の「WebRTC Platform SkyWay Community Edition 利用規約(無償版)」により提供されます。

(C) 無償プランは有償プランと比べ利用制限(Signaling 回数、TURN 利用量、SFU 利用量)があり、また、SLA、サポートは適用されません。

B 料金算定方法

(A) Signaling サーバーの場合

1の料金月において 100 万回接続まで無料となり、100 万回を超える場合の月額利用料金は 10 万円となります。

(B) TURN または SFU サーバーの場合

当月に TURN 及び SFU サーバーに入力されたデータ量と出力されたデータの量の合計に対して、Web 料金表記載の単金をもとに月額料金を算出します。